

龜山市告示第68号

龜山市地域特産品発掘事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

平成29年3月31日

龜山市長 櫻井義之

龜山市地域特産品発掘事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示

龜山市地域特産品発掘事業補助金交付要綱（平成24年龜山市告示
第79号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のとおり改める。

地域特産品発掘等事業計画書

平成 年 月 日

亀山市長様

申請者 住所
氏名

印

電話番号

〔団体にあつては、事務又は事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

(事業計画の概要)

農産物の名称	実施場所	作付量 (飼育数) の計画又は実績		
		1年目	2年目	3年目
農産物の特徴等				
将来ビジョン				
事業計画				
流通 販売計画				
亀山市産であることの表示方法				

1年目の申請 :すべての欄に計画を記入すること。

2年目の申請 :1年目の欄には実績を、2年目及び3年目の欄には計画を記入すること。

3年目の申請 :1年目及び2年目の欄には実績を、3年目の欄には計画を記入すること。

添付書類

事業実施場所位置図

地域特産品発掘等事業報告書

亀山市長 様

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名

印

電話番号

(団体にあっては、事務又は事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

補助金の交付対象となる事業の開始年度		年度		
農産物の名称	実施場所	作付量 (飼育数) の計画及び実績		
		1年目	2年目	3年目
	計画	計画	計画	計画
	実績	実績	実績	実績
事業成果				
流通 販売成果				
課題 改善方法				
今後の事業展開				

添付書類

- (1)各作業過程等の写真
- (2)作業日誌

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。